

木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、木曽川中流域の岐阜県・愛知県及び沿川市町と木曽川を管理する国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所が連携し、国営公園、各自治体の有する施設等の各地域の拠点やサイクリングロードなどの資源を最大限活用して流域の魅力を向上し、木曽川を基軸としたヒト・マチ・オモイのネットワーク化を図り、安全・安心で賑わいのある豊かな川のある暮らしを実現することを目的とする。

(組織等)

第3条 協議会は、木曽川中流域の沿川市町、岐阜県・愛知県及び国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所で組織する。

2. 協議会の委員は、別表1のほか、委員が必要と認める者とする。

(所掌)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項を行う。

- ・各自治体及び国営木曽三川公園が整備した、又は整備する拠点と、それらを繋ぐサイクリングルートに関する木曽川中流域全体のかわまちづくり計画の作成、変更に関する事項
- ・かわまちづくり計画に基づく整備の進捗状況等の情報共有
- ・かわまちづくり計画に基づく施設の利活用状況の調査とりまとめ

(情報公開)

第5条 協議会の会議、会議資料及び議事要旨については、原則、公開する。

(会議)

第6条 協議会には会長、副会長を設置しない。

2. 協議会の開催にあたり、招集・進行は事務局が行うが、委員の半数以上の者が参加しなければ開催することができない。

3. 委員が会議に出席できない場合には、当該委員が指名する代理の者を会議に出席させることができる。

4. 事務局は、実務者による担当者会議を招集することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所に置く。

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は協議会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第 9 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 2 月 2 5 日から施行する。